

平成25年1月教育委員会会議（臨時会）会議録

- 1 日 時 平成25年1月16日（水）午後1時30分～午後2時00分
- 2 場 所 所沢市役所6階 602会議室
- 3 出席者 [委 員] 富田常世委員長、京谷圭子委員長職務代理者、吉本理委員、  
中川奈緒美、佐藤徳一教育長  
[事務局] 山寄裕司教育総務部長、平塚俊夫学校教育部長、斉藤雅裕  
教育総務部次長、北健志教育総務課長、市川雅美教育総務課主幹  
兼教育企画室長  
[書 記] 大部稔之教育総務課主査、鈴木明彦教育総務課副主幹
- 4 会議の傍聴者 別添のとおり（1名）
- 5 開 会 本日の議案はなし。
- 6 協議事項

●所沢市教育委員会委員の定数について

**【傍聴者1名入室：午後1時34分】**

資料に則り、山寄教育総務部長並びに北教育総務課長から説明がなされた。  
以下、質疑。

（富田委員長）

全国で5人制が最も多く、90.66%になっているとのことですが、7人、5人、3人というのは、委員会で議決するとき、奇数であればどちらかに決まりますよね。偶数になると、最終的に委員長が決められるということになって、どうなのかなと思います。奇数であれば判断がしやすくなって、委員長に負担が掛からなくなるのかなと思います。それからもう1つ気になっているのが、1人増やした場合、いつから任期にするのかということです。例えば、昭和31年から35年にかけて、任期が1年、2年、3年の人と、4年の人が2名ということで、同時に2名以外は中立性や安定性を考えた場合に、任期の関係で一度に半数の委員が変わらないようにということもあったと思うのですが、今回も政令か何かで決められているのではないかと思います

)

のですけれども、そのあたりの問題はいかがでしょうか。その2点が気がかりな点です。

(北教育総務課長)

奇数が偶数かという点ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第13条第3項にありまして、教育委員会の会議の議事は、第六項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。という形になっております。そうしますと、委員長に負担があるかないかという部分では、負担がかかってくると思いますが、現状では、委員長には挙手ができる表決権があつて、また裁決権が別にありまして、同数になった場合には委員長が裁決するという流れになっております。次に、任期の関係ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第5条におきまして、教育委員の任期は4年と定められておりますが、新たに任命される委員につきましては、特例というものがございまして、その中の法律の施行令におきまして、教育委員会の委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする、という形になっておりまして、特定の年に偏らないような配慮はできるというように考えております。

(富田委員長)

これで決まった場合に、新委員が来年度からなのか、今年度中からなのか、それから任期の点で、4月以降は佐藤教育長と私が2人同時にその年に任期を迎え、そこへもう1人加わると、次の時からは3人が同じ年に任期を迎え、同じ年に3人が変わってしまうということになり兼ねないわけです。そのあたりがどうなのかなと思います。要するに、増やしても来年度から増やすように決めるのか、今年度中に増やすのか、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定された10月1日から次の9月30日までの1年間に3人が変わってはいけないというのか、それとも同一年度内なのか、暦年なのか、そのあたりがよくわからないので、教えていただきたい。

(山寄教育総務部長)

ただいまのご懸念、確かに一時に大勢の方が入れ替わるということは、安定性ということから考えますと、よろしくないかと思えます。ただ、任命につ

きましては、首長の権限の範疇でございますから、ただいま委員長からいただきましたご意見につきましては、市長へ教育委員会の意見の1つとして、あげさせていただき、また任期の問題については、先ほど教育総務課長が申しあげましたように、1年から4年の範囲内で決めるということでございますので、その中でなるべく交代をする時期が重ならないような工夫をしていただけるよう、教育委員会として申しあげていく必要があるのではと考えております。

(京谷委員長職務代理者)

私も人口に対しては、教育委員は少ないと思っておりましたので、増やすことには何の異存もなく思っております。

(吉本委員)

増やすことには何の異存もありません。それから、先ほど増員の理由の中に保護者が入らなければならぬという説明があったと思うのですが、今回の構成メンバーで、そういう縛りというか、どういう人でなければという縛りというものはあるのでしょうか。

(北教育総務課長)

法律の定めによるものは、保護者の方を入れなければならないということがございますが、既に対象者といたしまして中川委員に入らせていただいておりますので、特に縛りというものはございません。

(佐藤教育長)

先ほど委員長が言われていた、同一時期に教育委員が複数以上変わってしまうことへの懸念ですが、12月26日に委員の皆様へ報告事項として報告した前日に市長にお会いして、この指示を受けたのですけれども、こういう理由なので6人制にしてほしいという話でした。私が最初に市長にお聞きしたのは、それは来年以後というか、1年をおいた話ですかという話をしましたら、そうではなく、今度の4月の話ということで、4月のことを今やるのですかと再度お聞きしましたら、4月だということでした。これは首長の権限でございますので、首長の考えは私が12月に聞いた時には4月とお話しておりました。そうしますと、中川委員が1月(12月末)に変わり、新しい方が4月に変わり、あと2人の委員が7月と10月に変わるという、約10

ヶ月の間に4人も変わるというような状況が出現するという事は、おそらく、埼玉県内だけではなく、日本中の自治体の中で、そういう配置をすることはあり得ないです。ですからそのことを、再度、1年をおいてからですかと聞いたのですが、そうではなく今年の4月からだということですので、1月30日の教育委員会会議で協議をいたしますということで、12月25日は終わりました。それでご承知のように翌26日に報告させていただきました。そしてしばらくしましたら、4月に実施するためには予算やその他の関係で、このペースでは間に合わないということになり、今日臨時会を開き、お集まりいただいたということです。この事象は非常に急激に進んでいるということなので、安定性という点では懸念があるなというふうに考えます。ただ私が考えるには、確かに私たちが知っている30年～50年の範囲の中では、所沢市は5人でずっとやってきましたし、30万都市になっても5人でやってきました。5人でできないわけではないのです。ただ、市長が言われるように、より良い教育を目指して6人にしたいというのを6人ではできないという理由もないのです。ただし、全国の多くの自治体は平成20年の法改正に基づいて、20年から6人制にしてきたということは、例えば中川委員を除いて私たちが任期を持っていた時に、どなたかを除かない限り中川委員が入れないわけですよ。それはちょっと避けたほうが良いという考えがあって、6人制をとっている所が多いのだと思うのです。今回は中川委員が既に入られているので、その縛りはございませんので、やはり市長が言われる教育をより充実していくという理解になると思いますのでそれではできないという意見もちょっと難しいというような状況でございます。

(中川委員)

私が初めてこちらに来た時に、率直な感想としては5人しかいないのだと思います、とても大変なことを決める重要な役職ということで、とても職の重さを感じました。保護者の感覚として申し上げますと、教育委員の数が多くなると、より意見が反映されるという印象が強くなると思います。それは保護者として、あくまでも印象のものですが、教育を大切にしているという姿勢をアピールすることになるかと思います。

(京谷委員長職務代理者)

佐藤教育長の話で、問題点というものがわかったのですが、そのことについて市長に話しても納得いただけないのでしょうか。いつも変えるのが急激過ぎて、私はいつも思うのですが、制度などを変えるときにあまり急激に変えるということは、あとあとのことを考えると、細かいところまでを考えて変えていかなければいけないので、急激に変化するということを、私はあまり好ましいこととは思っていないので、そのへんを市長と話し合いをしても納得いただけないのでしょうか。どうでしょうか。

(佐藤教育長)

12月25日からの印象では、25年度の早い時期にやりたいということで、一番早いのは4月1日からということで、3月議会での議決ということになると思いますので、それが一番早いということになります。あとは先ほど言いましたように、委員長と教育長の任期が終わる次の年度、要するに26年からになりますと、バランスはかなり良くなってきます。6人制になってもバランスは良くなります。しかし、この間の話ですと、4月の早い段階にやりたいということでしたので、変わらないと思います。

(山寄教育総務部長)

ただいまの京谷委員長職務代理者の意見につきましては、先ほどからも複数出ておりますように、安定性という観点から、市長には事務方より教育委員会の意見として、申し述べさせていただく所存でございます。

(吉本委員)

京谷委員長職務代理者もご心配だと思うのですが、教育委員というのは市長が任命するのですが、議決するのは議会ですので、たぶんあまり偏ると議会が過去にも否決した例があるみたいですから、そういうことはきちんと機能していくのではと思いますが。

(佐藤教育長)

先ほどの京谷委員長職務代理者や吉本委員の意見を入れて、委員長にまとめていただき、教育委員会としての意見としてはどうでしょうか。それを30日の審議事項にかけていただく、それまでに手順を踏まれたらどうでしょうか。二人の意見も入ってくると思います。

(富田委員長)

佐藤教育長からの意見についてはよろしいでしょうか。今ありましたように法改正により、増員は可能な訳です。法的には。ただ、何人増員するかというところで、終戦直後から昭和30年までの間には7人制だったのが、昭和31年頃に5人制に下って、たぶん奇数に下ってくるというのは意味があると思うのです。たぶん6人というのは、先ほどの説明にもありましたように、保護者代表というところが関わってくるのだと思います。保護者は途中でいなくなった場合は、次を選ぶ時は優先的に保護者を選ぶということになりますので。省令が改定のとときに、任期は省令で定めると書いてあったのですが、そういう資料を読むと政令とかでは特に決まっていないのですね。

(北教育総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行令というものがございまして、その中で、定数の増加に伴い新たに任命される委員の任期は、4年に関わらず、委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で長が定めるということになっております。

(吉本委員)

最初の時に2年としておいて、以後4年ということもできるのですか。

(北教育総務課長)

そのとおりでございます。

(佐藤教育長)

委員の任期については、「法の趣旨に従って考えてもらいたい」と事務局から市長によく説明することで委員の意見は一致したということによろしいのではないか。それで首長が決めるという形になると思うのですが。

(富田委員長)

今後、各委員の意見等を踏まえた対応をよろしく申し上げます。

7 報告事項 なし

8 その他

- ・ 教育委員会 1月定例会：1月30日(水)午後3時 市民体育館会議室  
会議終了後、市民体育館ほか体育施設の視察 ※前回から変更あり
- ・ 教育委員会 2月定例会：市議会第1回(3月)定例会の開催日程と調整中

9 閉会 午後2時00分